

## 小松島市建設工事入札後審査方式一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小松島市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）における入札及び契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図るために実施する「入札後審査方式一般競争入札」に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 入札後審査方式一般競争入札とは、一般競争入札に参加するための事前の申請手続を簡略化し、開札後に入札公告及び入札後審査方式一般競争入札の共通事項において明らかにした方法により落札候補者を決定後、当該落札候補者の入札参加資格等の審査を行い、適格である者を落札者として決定する入札方式をいう。

### (対象工事)

第3条 入札後審査方式一般競争入札の対象とする工事は、市が発注する設計金額が3千5百万円（建築一式工事については5千万円）以上の工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、対象工事のうち入札後審査方式一般競争入札によることが適当でないと認められるもの又は対象工事以外の工事であって入札後審査方式一般競争入札によることが適当と認められるものについては、この限りでない。

### (入札の公告)

第4条 市長は、対象工事を入札後審査方式一般競争入札に付そうとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び小松島市契約規則（昭和49年小松島市規則第16号。以下「規則」という。）第3条の規定により公告するときは、小松島市役所掲示場への掲示及び小松島市ホームページへの掲載により公告するものとする。また、建設専門誌への掲載及び建設関係団体への資料提供により公表する。

2 入札公告は、この要領に定めるもののほか、関係法令、規則等に基づき作成することとする。

### (入札参加資格者)

第5条 入札後審査方式一般競争入札の参加に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者とし、市長は、その旨を入札公告及び入札後審査方式一般競争入札の共通事項において明らかにするものとする。

- (1) 小松島市建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、小松島市建設業者等指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 入札公告日から開札日までの間に、小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置の対象となっていない者であること。
- (5) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格の審査に係る申請日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに限

る。)の写しを提出できる者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始申立ての日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、かつ、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が決定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(7) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

(8) 請負対象額が建設業法施行令第27条第1項で定める金額以上の場合にあっては、別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。

(9) 下請代金の総額が建設業法施行令第2条で定める金額以上になることが予想される場合にあっては、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

(10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事ごとに必要と認める要件を満たしている者であること。

(入札参加資格の決定)

第6条 前条の入札参加資格は、小松島市建設工事等審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審議に付し、決定するものとする。

(入札関係書類の作成)

第7条 入札関係書類は、入札公告のほか、次のとおりとする。

(1) 入札後審査方式一般競争入札の共通事項

(2) 総合評価落札方式による入札の場合にあっては、総合評価に関する事項

(3) 競争契約入札心得

(4) 共同企業体による共同施工の場合にあっては、小松島市建設工事共同企業体取扱要領及び同要領第13条各号に掲げる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事ごとに必要と認める書類

(設計図書等の閲覧等)

第8条 対象工事に係る設計図書等の閲覧等については、次に掲げる方法のうち発注担当部局の事業担当課が指定する方法により行うものとし、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

(1) 閲覧(貸出しを含む。)に供する方法

原則として小松島市ホームページによる電子データの閲覧(以下「電子閲覧」という。)とし、入札参加者が求める場合は、紙媒体による閲覧(紙閲覧)を行うものとする(貸出を含む。)

(2) 交付による方法

2 前項第1号に規定する閲覧の期間及び場所は、入札公告において明らかにするものとし、閲覧の期間は、原則として2日間(市の休日(小松島市の休日を定める条例(平成元年小松島市条例第32号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。))を除く。)

とする。

- 3 第1項第2号に規定する交付の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。
- 4 第1項第2号の規定により設計図書等の交付を行う場合において、発注担当課等が適当と認めるときは、発注担当課等の定めるところにより、当該交付にかかる業務を当該設計図書等を作成した事業者に委託することができる。
- 5 入札後審査方式一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、設計図書等について質問があるときは、質問事項を記載した書面（任意様式）（以下「質問書」という。）をファクシミリ等により提出することができる。この場合において、質問書の提出期間及び提出場所並びに質問書に対する回答方法については、入札公告において明らかにするものとする。
- 6 質問書の提出があったときは、その質問に対する回答書を発注担当課等において閲覧に供するものとする。この場合において、質問に対する回答書の閲覧期間及び閲覧場所については、入札公告において明らかにするものとする。
- 7 質問書の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から電子入札システムによる入札参加資格審査申請書の提出締切日の3日前（市の休日は含まない。）までとする。この場合において、質問に対する回答書の閲覧は、原則として電子入札システムによる入札参加資格審査申請書の提出締切日の前日（市の休日に当たるときは、その前日とする。）までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。
- 8 入札公告から入札参加資格申請期間の終日までの手続きが連続休暇期間と重複する場合は、連続休暇期間の前後で適切な入札参加資格申請期間の日数を確保するものとする。  
（入札参加資格審査の申請）

第9条 入札担当者は、入札参加希望者に対して、誓約書及び入札参加資格審査申請書（以下これらを「申請書等」という。）並びに入札参加資格確認資料（入札関係書類で指示する資料。以下「確認資料」という。）を電子入札システムにより提出するよう求めるものとする。

- 2 申請書等及び確認資料の提出期間及び提出方法については、入札公告において明らかにするものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第10条 市長は、一般競争入札に際して、規則第4条第1項の規定により、入札後審査方式一般競争入札に参加する入札参加資格を満たしていると認められる者（以下「入札者」という。）に対し、見積金額の100分の5以上の額に相当する現金又は有価証券の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、規則第4条第2項の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 2 市長は、契約に際して、規則第23条の規定により、市と契約する者に対し契約金額の100分の10（低入札調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合にあっては、100分の30）以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、同条第3項の規定により、同項に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代え、又は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（価格競争落札方式による入札及び開札の執行）

第11条 価格競争落札方式により落札者を決定する場合における入札書の提出期間並び

に開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

- 2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、入札担当者がやむを得ない事由があると認めるときは、持参により紙媒体の入札書を提出することができる。
- 3 前項の規定により提出された入札書の開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札者がある場合は、当該入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。
- 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の提出を求めるものとする。ただし、審査委員会において必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 入札後審査方式一般競争入札の執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、当該入札を終了するものとする。
- 6 開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- 7 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったすべての入札者について、提出された申請書等及び確認資料の確認及び審査を行うものとする。
- 8 前項の確認及び審査は、原則として、開札日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に行うこととし、この時点で入札参加資格を有すると認められ、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定する。ただし、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、2日（市が作業を行う日）以内の日数を確保するものとする。
- 9 電子入札システムにより行われた入札後審査方式一般競争入札において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第13条に規定する入札参加資格の審査を行うものとする。
- 10 第7項の確認及び審査において、申請書等若しくは確認資料の提出がない場合、提出された申請書等若しくは確認資料に不備があった場合又は入札参加資格を満たしていない場合は、当該入札者が行った入札を無効として、電子入札システムにより入札参加資格不適合通知書を送付するものとする。ただし、紙入札方式による入札者に対しては、書面により入札参加資格不適合通知書（様式1）を送付するものとする。
- 11 入札担当者は、落札候補者を決定したときは、電子入札システムによる入札者に対しては、当該電子入札システムにより通知するものとし、紙入札方式による入札者に対しては、別途通知を行うものとする。
- 12 第2項から前項までに規定する事項は、入札関係書類において明らかにするものとする。

（総合評価落札方式による入札及び開札の執行）

第12条 総合評価落札方式により落札者を決定する場合における入札書の提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

- 2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、入札担当者がやむを得ない事由があると認めるときは、持参により紙媒体の入札書を提出することができる。
- 3 前項の規定により提出された入札書の開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち

合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札者がある場合は、当該入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の提出を求めるものとする。ただし、審査委員会において必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 入札後審査方式一般競争入札の執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、当該入札を終了するものとする。

6 入札担当者は、開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

7 開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行ったすべての入札者について、提出された申請書等及び確認資料の確認及び審査並びに評価値の算定を行うものとする。

8 前項の確認及び審査並びに評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に行うものとする。ただし、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、10日（市が作業を行う日）以内の日数を確保するものとする。

9 第7項の確認及び審査並びに評価値の算定の結果、この時点で入札参加資格を有すると認められ、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者に決定するものとする。

10 電子入札システムにより行われた入札後審査方式一般競争入札において、落札候補者となるべき同じ評価値の入札者が2者以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、次条に規定する入札参加資格の審査を行うものとする。

11 第7項の確認において、申請書等若しくは確認資料の提出がない場合、提出された申請書等若しくは確認資料に不備があった場合又は入札参加資格を満たしていない場合は、当該入札者が行った入札を無効として、電子入札システムにより入札参加資格不適合通知書を送付するものとする。ただし、紙入札方式による入札者に対しては、書面により入札参加資格不適合通知書（様式1）を送付するものとする。

12 入札担当者は、落札候補者を決定したときは、電子入札システムによる入札者に対しては、当該電子入札システムにより通知するものとし、紙入札方式による入札者に対しては、別途通知を行うものとする。また、落札候補者の入札額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、その旨を併せて通知するものとする。

13 第2項から前項までに規定する事項は、入札関係書類において明らかにするものとする。

（入札参加資格の審査及び落札決定）

第13条 契約担当者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者に対し、確認資料（追加提出分）（以下「追加確認資料」という。）の提出を求め、提出された申請書等及び確認資料（当該追加確認資料を含む。）の審査を行うものとする。

2 前項の審査において、入札参加資格を満たしていると認められた落札候補者を落札者と決定するものとする。ただし、総合評価落札方式の入札の場合は、入札参加資格を満たしていると認められた落札候補者であり、かつ、前項の審査によってもなお評価値が最も高いと認められた落札候補者を落札者と決定するものとする。

3 前項の規定により落札者を決定したときは、電子入札システムによるすべての入札者

に対して、当該電子入札システムにより通知するとともに、当該落札者に対し電話連絡を行うものとする。この場合において、紙入札方式による入札者については、入札結果の公表をもってこれに替えることができるものとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

- 4 前3項に規定する入札参加資格の審査及び落札者の決定は、原則として落札候補者決定の日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に行うものとする。ただし、小松島市低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合はこの限りではない。
  - 5 契約担当者は、第1項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡等により追加確認資料の提出を求めるとともに、入札参加資格の審査を行うものとする。
  - 6 総合評価落札方式の入札の場合は、前項に規定する場合のほか、第1項の審査の結果、落札候補者の評価値が他の入札者の評価値より低くなると確認したときについても、次順位者を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡等により追加確認資料の提出を求めるとともに、入札参加資格の審査を行うものとする。
  - 7 前2項に掲げる場合において、当該入札参加資格の審査及び落札者の決定は、原則として新たな落札候補者を決定した日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に行うものとする。
  - 8 第5項及び第6項に規定する入札参加資格の審査は、落札者が決定するまで、順次行うものとする。
  - 9 第1項、第5項及び第6項の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた落札候補者に対し、電子入札システムにより入札参加資格不適合通知書を送付するものとする。この場合において、紙入札方式による落札候補者に対しては、書面により入札参加資格不適合通知書（様式1）を送付するものとする。
  - 10 議会の議決を必要とする請負契約の入札については、落札者の決定後、請負契約（仮契約）を締結してから、議会の議決を経て、本契約になるまでの間において、当該落札者が入札参加資格のいずれかを満たさなくなった場合は、当該請負契約を締結しない場合がある旨を入札関係書類において明らかにするものとする。
  - 11 議会の議決を必要としない請負契約の入札については、落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格のいずれかを満たさなくなった場合は、当該請負契約を締結しない旨を入札関係書類において明らかにするものとする。  
(入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明)
- 第14条 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、第11条第10項、第12条第11項及び前条第9項の通知の日の翌日から起算して7日以内（市の休日を除く。）に、市長に対して、入札参加資格を満たしていないと認めた理由について説明を求められることができるものとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。
- 2 前項の規定により説明を求めようとする者は、当該説明を求めるとの旨の書面（任意様式）を持参又は郵送により提出するものとする。
  - 3 契約担当者は、第1項の規定により説明を求められたときは、同項に規定する提出期限日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

4 前3項の規定は、前条に規定する入札参加資格の審査及び落札決定事務の執行を妨げない。

(入札の無効)

第15条 入札参加資格を満たしていないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札後審査方式一般競争入札並びに競争契約入札心得第5条各号及び小松島市電子入札システム運用基準に違反した入札は無効とする。

2 開札日以降、落札者決定の日までの間において、入札参加資格停止措置又は入札参加排除措置がなされた者が行った入札は、無効とする。

(入札結果の公表)

第16条 入札担当者は、落札者が決定したときは、遅滞なく、入札結果表を市ホームページに掲載するとともに、発注担当課において閲覧に供することにより公表するものとする。

(契約の時期)

第17条 議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年小松島市条例第3号)第2条の規定により議会の議決が必要な工事については、落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結し、議決後に本契約となるものとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

(その他)

第18条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

2 申請書等又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがある旨を、入札関係書類において明らかにするものとする。

3 電子入札システムによる入札後審査方式一般競争入札に関し、この要領に定めのない事項については、小松島市電子入札システム運用基準に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。